

平成29年12月25日施行

# 相模原市安全に安心して 自転車を利用しようよ条例

この条例は自転車を安全で適正に利用するため、交通ルールやマナーの遵守、ヘルメットの着用、職場や学校などでの啓発、交通安全教育の実施などのほか、自転車事故に備えた保険等への加入を義務付けるものです。



相模原市マスコットキャラクター  
さがみん

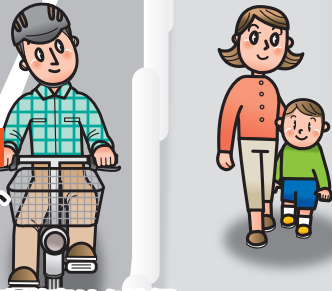
## 自転車を安全で適正に利用するために【条例の主な内容】

### 交通ルールやマナーの向上

ルール・マナーを守り、自転車を安全に利用しましょう

#### 自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る  
(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止等)
- 子どもはヘルメットを着用



### 自転車事故に備えた 保険等の加入が義務化 (平成30年7月1日施行)

自転車の事故でも高額な損害賠償を求められる事例があります。自転車を利用される方は自転車損害賠償保険等に加入してください。

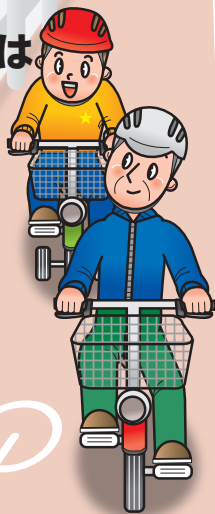
事業で使用する自転車や市外にお住まいの方でも相模原市内で通勤・通学などに自転車を利用する場合は対象となります。詳しくは、裏面をご覧ください。



### 子どもや高齢者などは ヘルメットを着用

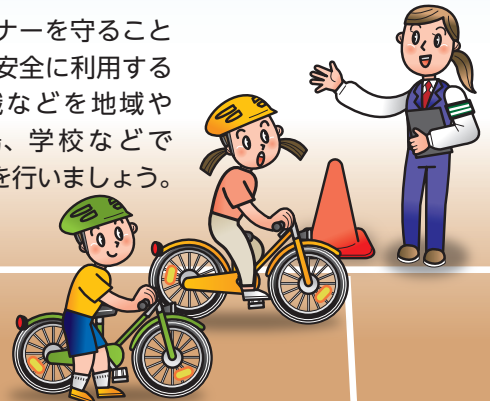
自転車事故で亡くなった方の約6割が頭部のケガによるものです。

特に子どもや高齢者などが自転車を利用する際にはヘルメットを被るよう家庭での指導や助言を行いましょ。



### 地域や家庭、職場、学校などでの 啓発や交通安全教育の実施

ルール・マナーを守ることや自転車を安全に利用するための知識などを地域や家庭、職場、学校などで啓発や教育を行いましょ。



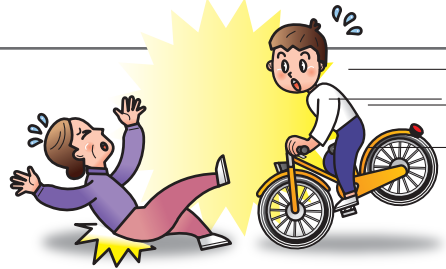
# 自転車損害賠償保険等への加入が義務化!!

## 自転車の事故で高額な損害賠償を求められる事例が発生しています

自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額の損害賠償が命じられる事例が発生しています。被害者の救済はもとより、損害賠償責任を負った場合の経済的な負担を軽減させるため、損害賠償に対応できる自転車損害賠償保険等への加入が必要となりました。

### 高額賠償事例 9,521万円 (金額は概算額)

男子小学生が夜間に自転車走行中、歩行中の女性と衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。監督責任を問われた母親に損害賠償が命じられた。  
【平成25年7月4日神戸地裁判決】



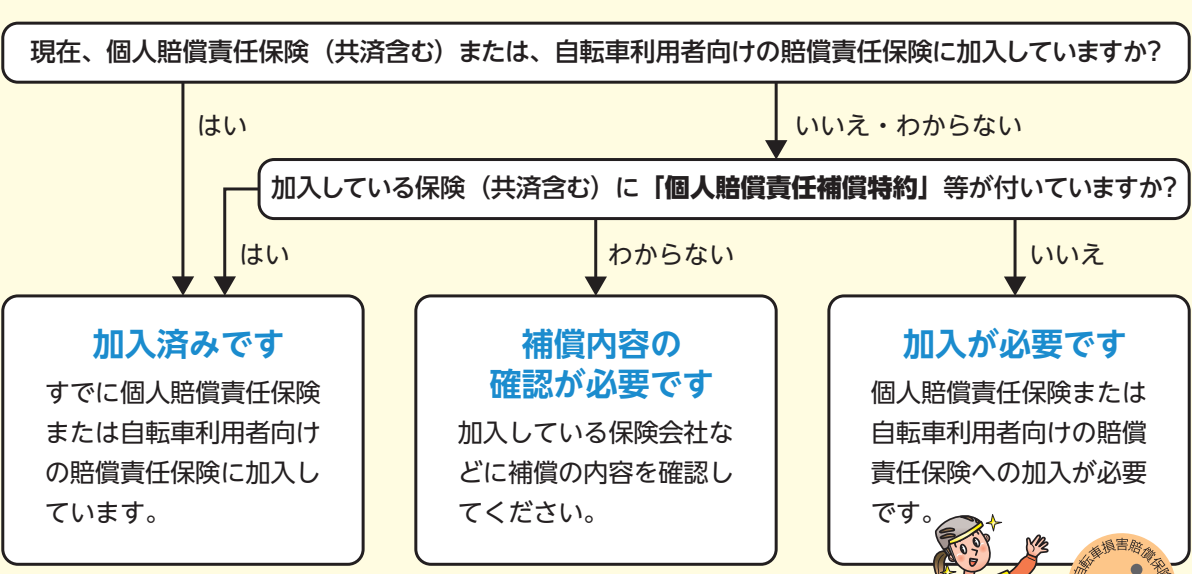
## 現在加入している保険等が自転車事故に対応している場合もありますので、まずは、現在の補償内容を確認しましょう!

自転車事故の損害賠償責任を補償する保険等は、自転車向けの保険のほか、自動車の任意保険や火災保険などの特約、会社等の団体保険や各種共済、点検整備を受けると付帯されるTSマークやクレジットカードの付帯保険など様々な種類があります。

現在加入中の自動車保険や火災保険などに、自転車利用中の事故で他人にケガなどを負わせてしまった場合に、相手の生命または身体の損害を補償できる「個人賠償責任補償特約」等が付いている場合もあります。

現在加入中の保険等の証券などを用意し、下の確認シートで加入状況を確認してください。

### 自転車損害賠償保険等加入状況確認シート



【条例に関する  
問い合わせ先】

相模原市 交通・地域安全課 TEL042-769-8229  
 緑区役所 地域振興課 TEL042-775-8801  
 中央区役所 地域振興課 TEL042-769-9801  
 南区役所 地域振興課 TEL042-749-2135



ツーロックで盗難対策